

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年9月5日 福井地方法務局 登記官 大 鹿 和 之

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2100-2024-0457	福井市北堀町1字奥八十歩1番
2100-2024-0458	福井市北堀町1字奥八十歩2番
2100-2024-0460	福井市北堀町2字西谷7番
2100-2024-0461	福井市北堀町2字西谷8番
2100-2024-0463	福井市北堀町6字竹ノ下5番
2100-2024-0464	福井市北堀町7字大セギ1番
2100-2024-0465	福井市北堀町7字大セギ2番
2100-2024-0466	福井市北堀町9字小谷5番
2100-2024-0467	福井市北堀町9字小谷6番
2100-2024-0480	福井市北堀町16字西竹下18番